第21回愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会

(事務局)

お待たせいたしました。

皆さんおそろいでございますので、ただいまより第 21 回愛知県長良川河口堰最適運用検 討委員会を開催いたします。

本日委員会の事務局を進めております小松本が最初取り回しをさせていただきますが、 皆様に幾つかお知らせがございます。まずは、新型コロナウイルス感染拡大防止ということ で、マスクについてはそれぞれのご判断にお任せいたしますが、消毒液も準備してございま すので、トイレ等行かれた際には手指の消毒をよろしくお願いいたします。

次に、本日の委員の皆さんの出欠でございますが、鈴木委員と中村オブザーバーにつきましては、欠席のご連絡をいただいております。また、リモート併用ということでございまして、今本委員、古屋委員、蔵治委員、藤井委員、向井委員の五名の皆様はリモートで出席をしていただいておりますので、ここにお見えの方含めて本日 11 名が出席したということでございます。

それから、こちらの会議室の使用時間でございますが、後の会議も準備があるそうなので 3時までということでよろしくお願いします。

それでは進行を小島座長にお渡ししたいと思いますので、座長、よろしくお願いいたします。

(小島座長)

では、これから最適運用検討委員会を始めたいと思います。

今日ご用意いたしました議事次第ですけれども、三つありますが、主に二つです。一つは 令和4年度の作業報告。それから二つ目が、こちらの方が今日の議題でございますが、令和 5年度の作業についてです。

一つ目が、前年度から引き続いておりますが、参考となる事例の調査ということで、海外事例では韓国ナクトンガン河口堰の事例などを、国内事例では蒲さんの方から武庫川の事例をいただきました。それから時事トピックとして諫早の事例がありますので、ご紹介をいたします。次に、長良川河口堰と豊かな川、豊かな海についてということで、一つ目は汽水域復活の価値と範囲。上流の方ですね。二つ目が、下流の方の豊かな海伊勢湾復活の問題。この上流下流の視点からということであります。最後に、県民講座ということでございますが、後でまたお諮りをしたいと思います。議題として用意したものはこれでございますけれども、その他、ございましたら、各委員の方から提案をしていただきたいと思います。

資料として、令和4年度、何をやろうかということで討議資料というのを参考につけておりますが、ちょっと過大なテーマだったかなと、ちょっと荷が重かったかなと、いうふうに

反省をしております。この中で、1、2、3、5、6とありますが、できたのが4番の韓国 ナクトンガン河口堰の試験開門、開門調査。これについては、向こうの海外の国際シンポジ ウムの資料を分析して、まあ概要は掴めたかなとは思っております。それから、県民講座で すけれども、この中の韓国のナクトンガンの中の2人についてアプローチをいたしました が、ショートノーティスということで、残念ながら、上司の出張許可がおりないということ で、3月中の海外出張は無理だということで、ひとまずそこで終わっております。大村知事 の方から K ウォーターのCEOの方にもお手紙を書いていただき、リサーチャーの、特に 女性の方は非常に前向きであったのですけれども、出張許可がおりなかったということで、 そのままになっております。それから6番のパンフレットの配布は、これはまあできたかな というふうに思っております。1、2、3ということが十分できなかったということですけ れども、それを踏まえて今年度の事業計画案ということで、1の(2)の資料を用意してお ります。これは、参考となる事例の調査。ナクトンガン河口堰の事例など。それから豊かな 川豊かな海の視点。それから県民講座についてですけれども、ショートノーティスでありま したけれども、リサーチャーの方は前向きであったので、来年度の県民講座にじっくりとお 話をしてお呼びしたいかなというふうに思っております。ただ、来年度、また向こうでシン ポジウムをやると、まあ 10 月ぐらいですよね、毎年ね。ということであれば、そちらの方 の情報も得て、どうするかということになろうかなとは思っております。事業計画はこの1、 2、3、であります。

どうしましょうか。簡単に資料説明していきましょうか。

私の方が用意した資料を先に説明をさせていただきます。資料海外事例で、ナクトンガン河口堰開門の事例ということであります。スライドを印刷したものですが、ナクトンガンというのは、かなり大きな川でありますが、河口がプサンの広域市のところを流れている。場所的には、この赤いところですね、赤い四角で囲ったところに、ナクトンガン河口堰がある。ということで、左側の方は水遡上をさせるっていうことではなくて、右側の方を塩水遡上させて、上流 15 キロ、ちょうど分かれるところぐらいまでが 15 キロですが、そこに汽水域を作ると。こういうことであります。グーグルマップを見て、中州の右側が上、中洲の左側が下ということで、上から見るとこんな水門になっている、ということです。上の写真の左隅が K ウォーターの事務所というふうに書いてありました。

次ですが、チャン・スヒォンさんのスライドです。チャン・スヒォンさんのスライドは、全体の導入部でありまして、歴史的に言うと、堰ができたのが 1987 年ということであります。それから 30 年たって、2017 年ですね。この時に門、ゲート開けようというデクラレーションがあり、それから 4 年間かけて調査をし、2022 年の 2 月から本格的に汽水域を作っていくということで、もうこれも 30 年かかっている。ちょうど、そうですね長良川河口堰も 30 年弱たっておりますけれども、ナクトンガンも堰ができて、開けようねっと言うふうに動き始めたのが 30 年後、それから 4 年間かけていろいろやって、大体このぐらいはかか

るんだなということですね。

次がイ・ジョンさん、のスライドであります。イ・ジョンさんのスライドは、モニタリングのスライドでありまして、河口堰から上流 15 キロまでというところをずっと見ていくとこういうことになっております。で、塩分が上昇したり、或いは下降したりと、こういう図があって、最後のページですけれども、何をモニタリングしているかという図で、青色のサークルのところが水質、それから堆積物、塩分、こっちが環境ですね。それから生態エコロジーの生態系の方は、プランクトンに貝に魚に植生に底生生物。こういうものをモニタリング項目に選んで、モニタリングをしているということですね、ゲートの操作は。オーバーフロー、アンダーフローということは同じですけれども、それで堰の上流 15 キロまで、まあそれ以上には行かない、或いはそこまでは塩分を上げていくという、そういう堰の操作をするという。そういうことで合意が得られているということのようで、その堰操作、つまり最適運用をどうするかということはまた別途の課題としてデータを出していると。こういうことですね。非常に参考になると思います。

二つ目、国内の問題ですが、国内は、蒲さんの方から提案がありました武庫川ダムの建設と潮止堰の廃止ということであります。

兵庫県の武庫川ダムを作るということですけれども、ダムは作ると決めてもなかなかす ぐにはつくれない。ということで、決定はしたけれどもそのできるまでの間、何をするか。 ということで潮止堰を廃止するということになっています。それは川道を広くするという ことになると、潮止堰はいらないのではないかという、或いは邪魔になるのではないかとい うことなのだろうと思いますが、裏の方、2枚目の裏を見ていただきますと、赤で囲んだと ころですが、可動柵のところで、潮止堰については、必要な面積は、塩害拡大の防止等を目 的に設置をしていました。地下水を利用していたのだけれども、それが減ってきていると。 だからもう、潮止堰の再築はいらないと。再び作ることはいらないですよね。掘削した後ま た作るなどということはいらないです。そのことについて住民の理解が得られるか。そうい うことで、当初は、合意形成が困難だと思っていたけれども、自然環境を生かした魅力ある 水辺環境を創出するということで、公園利用からの転換を図ることで住民との合意が可能 であると判断をしたということで、実現性は高いという評価になっています。逆にその下の 方を見ると、新規ダムの建設については、環境保全に配慮してもなおダム選択の社会的な合 意形成に多大な時間を要する。また、完成するまでに十数年の時間を要し、その間は整備効 果を発揮できないので、実現性は低いという評価にしている。 これが、ダムの新設と潮止堰 の廃止という現況ということでございます。似たような、地下水のモニタリングということ をどういうふうにやっているかということで、事業が二十年と長いので、定量変化の少ない 公園等の地下水の観測井を設置して観測を行っているということでございます。

それからトピックとして、有明海、諫早干拓事業で、3月に最高裁の決定が出ました。法

律的に言うとですね、一回確定した民事判決の執行というものどうするのか、どうやって執行力を担保するのかということで、相反する判決が出てしまった。よく役所の方はですね、判決が出たときに上告すると言われるのですけど、上告して最高裁が判決を行ってしまえば、もうひっくり返ることはないので、本当は最高裁に、行政訴訟は最高裁まで行った方がいいのではないかと思うのですけれども、この場合は、途中で上告しないということで判決が確定し、その後、違う訴訟が行われて、違う判決が出て、さあどうするんだと、こういうことで、最高裁が決定をしたということであります。裁判で高裁が判断したのは、開門できた当初と比べ、漁業への影響が出る一方、排水門を開けた場合の防災や干拓地の農業への支障が増大しているから、確定判決の通りにやる必要はないのだと、こういうことです。それで、国も長崎県も、もう開門によらない漁業や農業の振興を目指していただきたいと、こういうことなのですが、なのに最高裁はこういう判断するのかねと、こういうことなのだと思います。

次が、よみがえれ!有明海・国会通信というやつですね、馬奈木さんという漁業者側弁護団の馬奈木昭雄さんが団長なのだなあと。この人、水俣病の原告訴訟団にもいて、懐かしい名前だなと思ったのですけど、まだこんなことをまだやっている、もうかなり年ですね。この人がやっているということで、下に、武田さんという人の解説がありますが、これはすごく異例な決定だなというふうに思うのですけれども、下段の一番左ですけれども、確定判決が出ても確定判決に従わないで、ずっと 10 年も 20 年も頑張っていると事情が変わるのは当たり前で、事情が変わったら、違う訴訟をやって勝てば、確定判決をひっくり返すことができるという、そんなので大丈夫っていう、司法の安定性ってなくなるのではないか、そういう解説なのですね。至極もっともな解説で、確定判決というものの、強制執行制度ですけど、その根幹を揺るがすのではないかと、こんなことをやっていたらという、もっともな批判だろうと思います。まだ今後もいろいろあるのだろうなと思います。

それから、鳥取県鳥取市の湖山池。これ大きな池なのですけれども、日本最大の池というふうに言われています。この入り口に、洪水、高潮防止のための水門が設置されていて、海水の流入量制御をしています。こういうことなのですが、どこにあるかという図、本当にグーグルマップってすごく便利で。本当の河口にある堰で、小さな堰ですね。まあ、こんな堰なのですが。しかしこの堰を開けて、汽水域を作るということの手続きとして何をやっているか。契機はですね、最初に、昭和54年に塩害が生じたのでこれを造りましたよと。その当時は塩分濃度の調整をすることで合意がなされたのですが、その後、漁業不振、それから水質の悪化ということになって、これじゃダメじゃないということで、公開討論会をやったり、湖山池100人委員会というものを作って議論を重ねて、塩分を試行的に上げていく塩分導入試験が実施されているということですね。武庫川の例もそうなのですが、この例もそうですけれども、開けていく際に住民の合意なり、或いは専門家を入れて議論をしていくプ

ロセス、そういうものを自治体の方で一所懸命やっている。この合意形成プロセスというものが、たぶんナクトンガンも、さあ開けようねというふうに言う前の30年間があるわけですが、その前にいろいろ行われていたのだろうなと。このプロセスというのが、やはり大切ですし、開けた後の管理、開けていくときの管理においても、住民の参加と専門家の貢献というのが必要になる。事例に学ぶというのは、そういうことなのだろうなということでございます。湖山池会議というのが進捗管理と見直しをやっております。そういうスライドですね。

それから、今日は、鈴木先生がいらっしゃらないので、今どうなっているかということ、 伊勢湾の漁業がどうなっているかということについては説明ができないのですが、環境省 の方の今の取組について説明をしておきたいと思います。今、第9次水量総量削減は 2024 年までなのですが、第8次総量削減のあり方についての中間審の答申が出て、豊かな海をつ くろうと、歴史的な転換をして、最初の一例が瀬戸内海の法律の改正をして、瀬戸内海を豊 かな海にしていくという取組になっています。瀬戸内海には、同じことなのですけれども、 水をどんどんどんどんきれいにしていくということはいいのだけど、他方、有機塩類がなく なって漁業が困っちゃう。このバランスをどうやったら取れるのかというのが瀬戸内海の 関係知事の関心事でありまして、その要望を受け、環境省の方でも中間審で議論し、豊かな 海ということに転換をする、充実を図るという方向ですね。あわせてその方向として、下水 道の処理のフローを入れていますが、この管理も行っていくということにしております。東 京湾では昔からこういう議論が行われていて、浅草海苔が絶滅してしまうのではないかと、 冬に栄養塩を出してもらわないと、浅草海苔がなくなってしまう、という議論はずいぶん前 からあって、運輸省もそれに取り組んできた。当時のですね、東京湾、江戸湾を復活させる という取組に。愛知県においても伊勢湾、三河湾、同じような状態にあるということで、試 行的には今進んでいるわけですけれども、次の総量削減計画に向けて抜本的に水質と漁業、 豊かな海ということに切り替えていくということが課題になっていると。その点について は、鈴木先生がいらっしゃらないわけですけれども、また、いらっしゃるときにレポートし ていただきたいなというふうに考えているところであります。私が用意した資料について は以上です。

蒲さんから何か御意見ありますか。

(蒲オブザーバー)

資料を拝見してですね、ぱらぱらっと読んでいて、これはそうだよなって思ったのは、開門以降ですね、住民と、農業の方と漁業の方が取り組み合って共有体験したという、お互いの必要性とか、或いは水域に対する重要性とか、農業者、漁業者両方でともに活動することで、意識を共有できたのはいい話だなと思います。

とても珍しい事例ですよね。諫早は完全に農業と漁業がぶつかっているし、長良川河口堰 の場合は接点がないですよね。そもそもね。だから、どういう風に長良川の場合、住民との 合意の場を作っていくのか、そういう意味ではナクトンガンはどうやって作っていったん だろうなと、プサン市の場合大都会ですから。そこは非常に興味があるところですね。とい うことで、事業計画自身はですね、今まで専門的な議論がかなりあってですね、そういう意 味では整理ができてきたんだけれども、この参考となる事例、ナクトンガンにしても国内の 事例にしてもそうなんですが、どうやって開門を、汽水域を作っていくという方向に動かす ことができたか、或いは動いていったか。いずれも住民の合意というのがキーポイントです ねこれ。武庫川もそうですけれども、ダムは作るけど、何をするかって、もうポイントは住 民の合意なんです。 実現性が高いか低いかもそれなんです。 そういうふうになっているよう な気もするし。 湖山池の場合も、 どうやって住民を巻き込んで、 専門家と住民のモニタリン グ会議っていう辺なんですけれども、進行管理をしていくプロセスを作っていくかという ことが鍵になって、今、2の方の豊かな海・豊かな川についても、瀬戸内海もそうですが諫 早の場合は、漁業者と農業者が対立をするっていう格好になって、だからどうするってのは ちょっとあまり状況がわからないんですが。瀬戸内海の方も、いわゆる漁業資源というもの が枯渇してくるというところから、瀬戸内海沿岸の知事が動いて、環境省と相談をして、瀬 戸内海法を直していく。 そういうプロセスをしていると。 そういう意味では環境省も、 瀬戸 内海法の改正という経過を経て、ある意味では、漁業者から、長良川河口堰についてのご意 見・要望があるんですけれども、そういう方向に舵は切っている。あとは愛知県がどうする かという状況ではある。そのことが河口堰で、栄養塩が寸断されている、或いは水が出たと きに一気に汚泥が流れてきて困るんだという、そこの問題をちゃんと受けとめて、解決して いく、物事が動いていくきっかけになるのかもしれないなというふうに思ってはいるんで すが、どうなんでしょうっていう。ということでですね、事業計画には参考となる事例の調 査と、長良川河口堰と豊かな海・豊かな川という二つを挙げています。 ご意見をいただきた いと思います。以上、私の説明は終わります。

どなたでも結構ですが、まずはやっぱりいる人から、武藤さんからですかね。

(武藤委員)

去年も言ったんですけれど、豊かな海、伊勢湾については、漁連の方から愛知県に対して 要請書が出ていることだし、その中に、この検討委員会に対する期待も文章の中に入ってい るわけですから。早く懇談するなり、今の実情とか聞くような場をすぐに持つような、そう いう取り組みをしないと、ちょっと失礼じゃないかなというふうに思います。あのままでは。 だから、この辺のところは、鈴木さん含めて早く詰めていく必要があると思います。それか ら、ナクトンガンの中でも農民と漁民とか、プサン市民との話し合いについては、常に反対 派、賛成派のところの時分についてもあるんですけれど。プサン市の場合、初め先行してや りましたよね、まだ政権が変わってないときに、中心になって表立ってやって、私も見学行ったとき、ちょうどプサン市長と一緒にずっと行って、市長がこういうふうに立って、こちらに漁民側、こちらは農民側、私は見学者っていう形でいたんですけど、常にそういうきちんと話す場があるというか、議論を避けないというか、そういう雰囲気はずっとありましたし、2月18日からはもう、2019年からは実際試験開門で水は塩水が入っているし、その間に塩分の度合いさえ農業にかかるような影響になるような状況でないという事実ははっきりしたし、去年の2月18日から常時開門になったんだけれど、それについても被害というそういうのは出てないもので。出たら多分ものすごい大闘争というか大反対運動が起こるんだけど、そういう状況もいろいろネットを見ているけども、ないから。そういう、常に相手のあれを聞いていくという、そういう場所があったっていう。それはナクトンガンの場合にはありました。オランダの場合はこの前講演会があったように、システム的にそういう討論する組織になっていたからいいんじゃないかなと。もう一つは、武庫川のやつ、ネットでもちょっとこれ見させていただいて自分でもやっているんですけれど。撤去してから、環境が改善したというそういうような報告もできるから、ぜひ学びたいなと思います。

(小島座長)

お願いします。

(伊藤委員)

もうなんかたくさんあって、どうまとめようかな。

まず 1 番目は先ほど武藤さんが言われた、いわゆる愛知県の漁連の方から、長良川河口堰の影響で栄養塩が流れてこないとか、ぜひ調査をちゃんとやってくれと、開門でっていう。あれ、私実は武藤さんからいただいたのかな、情報。

(武藤委員)

いや、ここ。

(伊藤委員)

ここから来てたのがスタート。

(武藤委員)

いや、県から。県から、質問が出ているはずだからっていうことで聞いたら、公表していいですよということで。

(伊藤委員)

というか、だからもっと、僕らちゃんとそれ考えないとまずいんじゃないかなと、この委

員会でもっと検討にもっと乗せていかないと…。

(武藤委員)

ずっと私は言ったんだけど無視されているもんでちょっと腹立ってんだけど。なんで去年の5月の段階で出ているっていうことで、経過報告の中で愛知県に対して出ているんでしょうと言ったら、ちゃんときちんと出してくれたから。座長が、こういうのは行政文書を勝手に発表したりするのは、当事者たちが何かかんか言われたもんで。愛知県さんは、これを公表させても何の問題もありませんっていうんだから、何で検討委員会はきちんとどんどん前へ進めていかないか。

(伊藤委員)

というか、この検討委員会で検討しなきゃいけないことに値すると思うと同時に、愛知県はどこまで検討されているかっていう情報も欲しいんですよ。そういったものを出して、まずそれが一つ目の僕のこの今のこの資料全体になる。あとは例えば湖山池の話とか武庫川ダムの話とかっていうのも、具体的にやっぱり、専門家が誰もいないのかもしれないけどそこで、いわゆる利害が対立するグループ間でどういう調整を誰がどうやってという、そういう何か事例がやっぱり欲しいという意味でこうやって出てきて、もっとこれ詳しく知りたいし、可能ならば現地行ってどういう形でやったかとかという話に入らないと、長良川河口堰の話もね、国が反対だから何とかなんていうレベルだけじゃ済まされないかなって言われるところは、漁業者農業者もっともっと関わりを見ていかないといけないかなというのが私の実感です。

あと諫早はちょっと別の感想もあって、ずっと長い間対立していて、私自身は初期の頃に 勉強しただけで状況変わったのかもしれないけど、圧倒的に漁業者が最初は門を開けるな と言っていた。でも実際現地に行って話したり、門を開けられると小長井だったか、うちは 困るんだと。真ん中開けてくれればいい。だから世間一般で言っている話と違う話でもあっ たんですよね。そうじゃなくてただ漁協が反対している、今度は開けると。で、それに対し て農地農民が開けるなと言っている。農民何人いるんだろうっていう。それはかなり国とか 長崎県が意図的に入植させて意図的に農業をやらしてっていうふうに僕は勘ぐっちゃって るわけですよ。意図的に対立つくり出して。で、大きな流れみたいなものを対立軸に突っ込 むことによって裁判が二つに割れてどうしようもなくなってしまったという、私はそうい うのもあって、ただ単純に、漁業者と農民が対立っていうのがまた違うんじゃないかなって いう。そこはちょっと諫早に関しては、あんまり同じ感覚で、あとゲート別に開けるってい うのはあれですよね。中に海水入れたいっていう話の意味の話で言うと、普段あそこはオー バーフローするから全部出てくわけですから基本的に水が出てくるから汚れの話ではない ですよね。調整池空けてあそこの瀬だけ回復するとか、あそこを使うと、もう少し諫早の海 とかに、開けろって言っている側は良い影響があるんじゃないかって話で。なんかもうちょ っとそこをちゃんと考えて、事例をうまく整理しないと、どう使っていいかっていう話のと きに困るかな。ちょっと漁業者の入植農家の話あんまり後から突っ込んできてっていうの は、と僕は思いました。

以上です。

(小島座長)

諫早の話はあんまり役に立たないかもしれないですね。

(伊藤委員)

ちょっとね。

(小島座長)

うん。

(伊藤委員)

ちょっと違う気がする。

(小島座長)

すいません。僕の方で話題提供だけで。

(伊藤委員)

いやありがとうございます。

(小島座長)

すいません。どうぞ。

(富樫委員)

富樫です。

海外はちょっとあれですので、国内の事例で、この前の会議の後で、利根川の河口堰の資料を配布させてもらったんですけど、利根川河口堰と長良川河口堰は、1960年代の同時期に、2段の可動ゲートで、取水量20トン、22.5トンと、兄弟みたいな堰なんですね。利根川はだいぶ前に調査に行ったんですけど、利根川の河口堰というのは半分開けているんです。普段も半分開いているんです。それでどういうふうにコントロールしているかというと、26km地点の佐原の水道の取水に影響しないように、基本は500mgなんですけど、工業用水はないですが。それでゲートをコントロールしているんですね。利根川の河口堰の隣に常陸利根川のゲートもあって、霞ケ浦をシャットアウトしているんですね、霞ケ浦の水質が悪

くなっていて、常陸利根川のゲートを開けて塩水を霞ケ浦に入れないと改善しないんじゃ ないかという議論をずっとしてきているんですけども、流入の塩分濃度をコントロールす るために作っている装置なので、同じことは長良川の場合もそうなんです。利根川の下流部 というのは、江戸川と分かれる利根川の東遷事業で一番低い所をずっと流していくので、利 根川の河口堰ができる前の状態であれば、霞ケ浦はもちろん塩水が入ってくるし、利根川も 40km ぐらいまで上がるんですね、河床がデコボコで低いので。長良川の場合はそこまでい かなくて、河口堰閉めるまえの調査では 20km ぐらいで大体止まっていたんですかね。それ は、川によって状況が違って、40km、26km というのは塩水の上昇としてはかなり長い方の データなんですけど、ですから、海外の事例とか、国内の他の地域の事例とか、例えば、も うちょっと後ですけど、福山市の芦田川河口堰みたいに、完全にシャットアウトしないと工 業用水がとれないような河口堰もあるんですけど、それぞれの地域事情で違うんですけど。 長良川と利根川はそれこそ兄弟みたいなものですし、装置のあり方も似ていますのでね、他 の地域の事例もあると思うんですが、きちっとやるとすれば、利根川のケースを調べながら、 長良川の場合はどういう形でコントロールできるのだろうと、それが並行する形であれば、 ピタッとくるような形もあるとはおもうんですが、河川の流量とか潮の干満の状況とかか なり違うので、同じようには見られないんじゃないかなと思うんですよね。(伊勢湾とそれ ほど差がありませんでした) 利根川では、その後影響というか被害が出たので、今でもずっ とそういう操作をしていますし。それから、利根川の河口堰は東日本の震災で壊されたんで すよ、だから同じことが南海トラフの津波の影響が出てくるかもしれないし、そもそも、木 曽三川の西側によっている位置というのは、濃尾傾動地塊が沈んでいって、養老山地の間に 断層があって、あれが秀吉の時代の大地震で沈下しているんですね。 いつ起こるかというこ とは分からないですけど、危険な場所にあるということも理解しておく必要があるという ことです。利根川の方はそこまではないとは思うんですけどね。ですから、河川や流域の環 境そのものが違いますし、一概には言えないですけども、装置的には非常に似ていると思い ますし、僕は、利根川のような形で長良川もコントロールすれば十分いけると、あるいは開 けたままでもそんなに差はありませんから、大丈夫だと思ってはいます。だから比較の事例 としては非常に比べやすいのかなと、いずれその辺のデータをまたまとめて提供できれば いいですし、意見調整してもいいかなと思うんですけど。ちなみに、余計なことを言うと、 1960 年代は、オリンピックの年に大渇水があって、それで慌てて利根川の河口堰を作った んですね。

(小島座長)

今の地震は、家康と秀吉が戦った小牧長久手の戦いの時の地震? (小牧長久手の戦いは 1584 年、天正地震は 1586 年)

(富樫委員)

ええ。

(小島座長)

なるほど、あの地震がなければ秀吉が勝っていたかもしれないね。余計なことですけども。 今の発言で、湖山池のこともそうなんですけど、霞ケ浦の水質ってすごい大変なんですけど、 汽水域を復活するというと、ようするに塩水入れると、アオコとかって無くなるんですかね。

(富樫委員)

若干。

(小島座長)

減るんですね。

(富樫委員)

多分、淡水性のものは塩水になったら全部消えます。

(小島座長)

そういう意味ね、淡水性のものは消えるっていうことね。

(伊藤委員)

同じように、諫早の中のアオコもどうなるんだって言ったら、消えます。海の汚れにあった別のものが出てくるという感じ。

(小島座長)

ウェブで参加の方、コメントをお願いしたいんですが、どなたでも結構です。

(今本委員)

今本です。

今、いろんな事例を示されましたけども、武庫川については、確かダムが中心になっていたと思います。それと、事例で言えば、長良川の参考になるのは富樫さんが言われた利根川でしょうか。利根川と長良川のもともとの違いは、利根川は河口堰ができる前は水道水がものすごく塩辛くなりまして、それで、堰をつくりました。長良川の場合には、取水するために堰をつくりましたということで、似ていますけども、両者は全く違います。ただ、比較するには、利根川は非常に参考になると思いますね。同じように国交省が管理しているものですし、向こうも乗ってきやすいんじゃないかなと思います。以上です。

ありがとうございました。他の方いかがでしょうか。藤井さんいかがですか。

(藤井委員)

はい、藤井です。

武庫川のところはいろいろと違う面があるかもしれませんし、利根川は昔から感潮河川の研究をしていると、利根川と長良川はいろいろと事例が出てくるので、その辺の違いとか、今本先生が言われたような違いを明確にした方がおもしろいと言うか、次につながるのかなと思います。やはり、先ほどからあった、住民とどう合意形成を得てきているのかということを調べないといけないのかなと思いました。

(小島座長)

長良川の場合は、だいたい汽水域をどこらへんまで、今までの議論はね、開門して、上がって、影響がどのくらいあるかっていうことなんですけれども。ナクトンガンの事例が典型的なんですけど、汽水域をつくるのは堰上流 15km と決めちゃうわけですよね。どうやって決めたのかということはあるんですけども。それで、それ以上にはいかないように、そこまでは塩水を上げるという操作を考えるという、つまり考え方が逆なんですね。最初にどこら辺までやっていくということをまず決めて、そこの合意形成をして、ちょうど分かれるところぐらいが 15km ですが、そこ以上は遡らせない。そこまでの右側の河口で汽水域をつくると、これを決めてゲート操作をするという思考パターンになっているし、決定パターンもそういうふうになっているんですよね。そういうふうに考えると、長良川河口堰の場合には、上の方で取水していたりするんですけれども、表面と中頃と下もあるんですけれども、例えば同じように考えると、どの辺までの間で汽水域をつくるのか。復活させて、もともとの植生の、イ・ジョンさんのモニタリングですけども、環境のモニタリング水質のモニタリングを何kmまで上げてやっていくかと、こういう発想をしてみると、何kmぐらいまでなんでしょうかね。何かアイデアありますか。

(富樫委員)

これまでも提案で言ってきたんですけども、もともと長良川の場合で、最初に問題になったのが四日市の工業用水を取ろうとして、最初は上流の海津側を予定したんですが、岐阜が反対したもんですから長島側になって、長島側ではやっぱり塩水が上がるんです、しかも工業用水なんで 20 mgで厳しいので、それは無理だと。その後、三重県のデータも三重県にお願いして取り寄せてもらったんですけども、海津側でもやはりギリギリ塩水が入ってくるんで、実は取水してなかった時があるんです。それより下流で長良導水とかは最初から無理ですし、途中の(福原)輪中のところをどうしようかというものね、ずっとやっていたんですが、それはこれまでも過去にやった経緯があるのでできないことはないだろうなと。ゲー

トを上げた時にさらに上流側になると高須輪中の長良川用水があるんですが、そこまではかつても上がったことはないし、ゲートを上げてもそこは影響しないだろうと。特に秋になって、農業用水の取水が止まっていれば、その時期に開門しても全く影響は出ないので、環境の改善を実際に調査してみるきっかけになるだろうという議論をここでやってきたと思っているんですけども。ちょっと地点によって段々になっていてね、それはダメだけど、これは可能性があって、これは影響がないんじゃないのかってあたりの議論を、科学的なデータとしては集めることができるんじゃないかと。あとは、どういう交渉になるかで、なかなか岐阜県側は乗ってきてくれないんですが、今、岐阜県側もアユの影響がすごく深刻になってきていて、河口堰までは言及してくれないんですけど、これはなんとかしないと、長良川のアユは激減してきているのを改善しないといけないっていう議論は岐阜県側でも始めましたよね。岐阜市はあんまり乗り気じゃないみたいなんですけど、ちょっとやっぱり岐阜県としては危機感を持っているようですけど。

(新村委員)

いいですか。

(小島座長)

はい。どうぞ。

(新村委員)

今富樫さんおっしゃったけど、岐阜県の場合ですね、勝賀の用水。高須輪中の取水口、あ れが一番問題にしているわけですよね。というのは、高須輪中って、昔は農業取水の季節に しか水利権がなかったのを、河口堰に賛成することを引き換えに通年取水して、冬場もやっ ばり使うようにして、水利権設定すると説明したのです。(冬期に取水する中大江は揖斐川 側です。長良川の勝賀、新大江は 10 月 10 日まで)。それは花き栽培とか、水田主体の農業 からそういう通年できる農業にしたっていうことがあるらしいです。 だから、 やっぱりそれ は絶対大丈夫かっていうことを担保する必要があって、それをきっと言っていると思う。実 はあそこ(高須輪中の用水)はカワヒバリガイっていう貝が当時いましてね。長良川で僕は 見つけたのだけど、汽水域(の淡水部分から感潮域)にいる貝だけど。あそこ勝賀の用水っ ていうところが(高須輪中の)取水口なんですよ。その中に実は結構すんでいましてね。と いうのは逆流してきて入ったので。どうかするとやっぱり途中は入る可能性はないことは ないんですよ。ただ対策がもちろんあるんですけどね。だからそれを水利上の問題として今 (当時よりも)、地盤沈下しているところで取水しているということから、今ももしかした ら不安というのは、岐阜県側にあってもおかしくはない。岐阜県の肩をもつつもりは全くな いのですけどね。 だから、もう使ってないからと富樫さん言い切っちゃったけどそれはちょ っと違うと僕は思う。ちょっとそれだけは言っておきたい。以上です。

はい。どうぞ。

(伊藤委員)

そういう話を聞いていると、やっぱり、そろそろ県を越えて利害関係者にちゃんと聞きに行くってことをしないとまずいのかなという。その岐阜県の農業用水の方々の実情、もう昔から不安はこうだと言われているけど、むしろもうちょっと細かくちゃんと聞くとどうなのかとか。それぞれに県を越えずに愛知県の漁業関係者ももっと早くやらないと、大変なことになっていくような気がしますので、そこはもう優先順位高く。から、その利根川の状況がどうだとか何とかっていう形で。宿題与えられてもいいので、少しちゃんとこう具体的な調整するとしたときの、関係者または調整の仕方を学ぶ機会を作らないとまずいかなというのが、私の意見になります。

(小島座長)

はい。武藤さんどうぞ。

(武藤委員)

どこまで潮が上るとかどうとかそういう議論はもういい加減にしたほうがいいと思うの だけど。 はっきり言ったら、シミュレーションをきちんとやってないから議論が進まないの ですよ。要は韓国でも、オランダでももうきちんとしたシミュレーションに基づいて、それ に基づいて議論しているっていうか。もうナクトンガンだけじゃなくて、北の方にあるクン ナンという 4 大河川の一つの河口堰のシンポジウムにも出たのだけど、どこの門開けたら どこまで広がるというそういう論議をしているのですね。科学的に、だからこういうふうな ことがあるから、私らはこっちの方に取水を変えたいとか、そういう論議をしないと。何年 前はあの辺まで潮があがって、20 何年前はこういう潮が上がっていたという経験があると か、そういう議論もやめておいて、水掛け論になるだけであって、もう 30 年のそういうシ ミュレーションは、コンサルの人たちがそういうレベルでもきちんとできるので、それをそ ういう話を避けていつまでもそういう話をしていると水掛け論だけで終わってしまう。だ からナクトンガンについて言えば 15 キロという農業用水の水門があるから、それを通過し た通路については、やっぱりまだ無理があるかわからないから、とりあえず 12 キロで止め ておこうということで、コントロールできるという確信を試験開門の中で実績を作ったか ら、自信持ってやれるんですよね。実際だから、その15キロの農業用水門だって今、プサ ン市は改善してやれば、15キロ以上の開門をさせることもできるし、そういう議論をして いかないと。本当は藤井さんなんかも専門家だから、今の技術でいけばかなり正確な河川の データだってあるんです。やれるんじゃないかなと私は思いますけど。

はい。どうぞ。富樫さん。

(富樫委員)

長良川、木曽川の塩水溯上は建設省がやった実測値があるんです。シミュレーションじゃなくて。実はシミュレーションの計算する時のパラメーターの値が利根川と長良川、木曽川で違ってくるんですよね。それは河川の特性なんですけども、そこは実測しないとわからない話で、シミュレーションする場合のパラメーターの設定といっても実際にはもう実測値に合わせて、数値を持ってくしかないので、その場合、川が違えば当然考慮すべきだと思うんですけども。

(小島座長)

行政は、調査をするというところがものすごいハードルが高いのですよね。 調査を始める と、調査結果が出ちゃうので、さあどうするかという、次はどんどん進んでいくのですけど。 役所の中にいて、物事を動かすというのは、半分は調査をするかしないかなんですよ。調査 に着手するということの決定が半分以上。実はね。で、調査をやるということは、その先を もう見据えているから、やると決めた段階で、その先はもう頭の中にいろんな絵を描いてい る。ですよね。ただそれができないから、調査はしないと言うわけですよ。どんなものでも そうです。被害者の調査であれ、どの調査でもあれ、調査をするという決定というのはすご く重くてですね。 それがやってしまえばあとはどんどん進んでいくのですよね。 だからそこ をどうやって、その決定に持っていくのか。これが多分どこでもそうなのですけど、まずは 困っている人がいると、漁業者がいるとかね。或いはそういうその突き上げがあって、いわ ゆるニーズがある。それが非常に政治的にも、まずは理にかなっていて、無視できない。だ から学者が言っているだけじゃ駄目っていう話もあるわけですよね。現実に動いていくも のがあって、それで、それは逆に言うと調査を阻止する動きにもなるわけですね。住民が反 対しているからできないとか、だからそこのところが、動き始めて巻き込んでいくと進んで いく。だからナクトンガンも、30年の間、最初に進むまでの間に、何があったかなんです よね。最初にやりましょうねと言って、4年間やるわけじゃないですか。もうその先はもう 見えているわけですよ、やりましょうと言った段階でね。だからそこの最初のトリガーって いうか、そこまで持っていくというのはどういうふうにやるんだろうねっていう。結構役所 は臆病だから。だけど、一旦決定するとそのまま流れていくんですよ。多分ナクトンガンも 政権変わっても、行政としてやっている。動いている状況はそんなに変わらないんだと思う んですね。政権変わっても。それは聞きに行かなければわからないんですけど。はい。新村 さんどうぞ。

(新村委員)

ナクトンガンの件ですけど。最初は小島さんも仰ってましたけど、最初、環境省は結構前向きで参加していたっていう話をしていましたよね。その時にシンポジウムやったときに、 つるさんってご存知ですかね。

(小島座長)

うん。

(新村委員)

つるさんが実際パネラーに行って、発言されているらしいんですね。

(小島座長)

熊本のつるさんですね。

(新村委員)

はい。で、つるさんによるとその時(韓国の)環境省も実際(河口堰撤去の)予算もつい ているんだっていう話をしたんで行ったという話で。それがちょっと変わってきたんです けど。調整役として、日本と日本の環境省の向こうの立場とか、違うのかもしれないですけ ど、韓国では環境省が行政機関との調整役としての働きがあって、機能している。もう一つ つるさんが聞いてきたっていう、もう予算もついているんだって話がもう今ひとつよくわ かんなかったんですけど。もし小島さんが(韓国に)行かれるんだったらば、その最初の時 を立ち上げるときにどういう会議をしたかみたいな話を聞いたらというか、それは必要か なと思います(環境省の役割、予算立てに撤去費用が含まれているという意味)。いろんな 事例紹介されていましたけど、誰が一番ステークホルダーかっていう分類と、それから各機 関が実際何を解決するためにやったかっていうことを少し整理してみたら、どうかなと思 いました。で、一つここ(項目の中では)抜けていますけども、北上川とか東北の方は、東 北大震災って東北地方の河口堰はひどく壊れたわけですよ。実際、今復旧が一応 12 年で終 わっているんですけど、また今度またさらに大きな災害があるっていう、見直しが行われて います。そこで、実際どう、どのくらい壊れた、何が起きたかっていう話は実は、もう一回 見る必要があると思っています。八郎潟も実際ちょっと紹介しましたけど、一旦壊れて潮が 入ったんですね。3 年ぐらいシジミが取れた。その話は結構有名で、赤須賀漁協もね、見に 行ったらしいですよ。実際やっぱり潮いれればしじみ資源は簡単に回復するんだという実 感を持ったと今の組合長である水谷さんが言っていてね。 だから、 ゲートを上げればこうい う効果があるっていうのはもう業者さんは知っているっていう点もあるんですよ。

(小島座長)

あの、二つあるんですけどね、一つはね、動かしていくトリガーっていうのは、動いてい くトリガーって一つは漁業ですよね。瀬戸内海は漁業ですし、東京湾も漁業ですよ。ノリの 養殖業者とかね。 だから、 いわゆる生業に関わる人達っていうのは、 まず第1なんですよ。 環境が良いとか悪いとかっていうよりも生業に関わる人の要求っていうのは動かしていく 力なんですね。多分環境っていうのも、アオコが出ちゃったり赤潮が出ちゃったり、ものす ごく汚くて困ると。生業に影響があるっていうところもかなり強くて。そちらの意味では海 からの話。川の方は漁業者が少なくなっちゃったものだから、声が大きくならないっていう こと。そうは言っても、そのアユはどんどん小さくなっちゃって。これでこのままでいいの かって言うところの、問題を問題だと思えば、それは生業である、観光業も生業ですからね。 そういうところをどうするか。もう一つはねやっぱり広く薄くって言うと変なんですけど。 生業って特定の人たちがものすごく強いわけですよ、力が。環境っていうのは薄く広くなん ですけれども。薄いけど広いんですよね。別に環境がなくても生きていけるみたいな人達が 多いんだけれども、しかし広いんですよ。足すと同じぐらいの力になるとかね。そっちの方 も両方があって、汽水域の環境って、ものすごく大切だっていう人たちが、どのぐらいいる んだろうってね、それが目に見える形として、一つの力として出てくるんだろう。で、環境 省もね、霞が関に座っていて、あれやろうこれやろうって考えているわけじゃなくて、そう いう人たちがいるから、その人たちが意見を言ってくるから、じゃあやらなきゃいけないの か、何が障害なのか、県はどう考えているんですかとか。霞ヶ関でじっと座って、やろうな んていう政策プロセスは全くないんですよ。やっぱりニーズがあって、そういう人たちが言 ってくる。それで現地に行ったら、現地はどうなっているのか・・ということなので、住民 のプロセスが、合意形成プロセスが大切っていうのは住民がいて意見を持っているってこ とが前提なんですね。だからそこのところが、合意形成をする人がいなければ…。

(武藤委員)

委員の皆さんの意見をききましょうよ、先生だけの意見じゃなくて。

(小島座長)

他の方々どうでしょうか。

(今本委員)

今本ですけども。まず、ナクトンガンですけどね。あれはまず言い出したのは、環境グループですよ。環境の人たちが言い出して、これが政治の課題になったわけですね。開けるか開けないか、開けるという派がどんどん政治的に強くなって、結局開けるところまでいった。日本の場合にはね、それがないんですね。韓国の場合は環境団体といいますけども非常に彼ら強い力を持っていまして。特に、キリスト教です。びっくりしちゃうんですね。女性のプレッシャーが。結構社会的に地位のある人との奥さんになって、それが、政界の、役人の世

界を動かすというところがあります。そういうことで、日本の場合、これをどういうふうに したら、持っていけるのか、本当頭痛いですね。これだけ言っていても、なかなか長良の開 けようという声を、いわゆる市民の間で大きくなってないですね。ここがちょっと問題かな と。この委員会ももうこれだけやってきたわけですから、何とか次への展開で、できるよう に考えないといけないことは確かなんですけれども。

(小島座長)

ありがとうございます。他の方いかがでしょうか。蔵治さんどうでしょう。

(蔵治委員)

ナクトンガンについてなんですけど。私、今、水循環基本法に関する超党派の国会議員の 水制度改革議員連盟のフォローアップ委員会をやっているんですけど、韓国にも水循環基 本法に相当する法律ができて、それを後ろに支えている水フォーラムっていうような団体 があって、その方々が来日されて面談する機会があったんですね。その方々の話によると、 その方々っていうのはちなみにほとんど土木工学の出身者で占められていて、Κ ウォータ ーもかなり参画しているんですけど、その方々は韓国の国会の目の前に事務所を構えてい るという話でした。その人たちに、日韓の間で情報共有していこうということで、今年の7 月ぐらいに日本から国会議員も含めて向こうに行って、情報共有する、シンポジウムみたい なものをやりたいという話が進んでいます。そういうようなこともあって、ナクトンガンの 話とかも私から少し聞いてみましたけども、向こうはよく承知していて、やはりすごく政権 が変わるごとに方針が劇的に変わるので自分たちもなかなかそれについていけないみたい なことを言っていましたし、それとその水循環に関しても、韓国は法律を変えてそれによっ て劇的に変わっているということで、それに比べて日本があまりにも変わってないのに逆 にびっくりするっていうようなことを向こうから言ってきているような状況でした。そう いうこともあるので、私としては、韓国の状況を今年度いろいろ調べるというようなことは できそうな状況にあるというふうに思っています。今、今本先生がおっしゃった通りの違い があるということは前提であるんですけど。向こうから学ぶことが多い割にこっちからあ んまり情報が提供できないのかなというところですね、非常に残念に思っているという状 況です。

(小島座長)

ありがとうございます。向井さんいかがですか。

(向井委員)

はい。何ともちょっと、私の立場とか考えからすると何とも言えないところが多いんです けど。汽水域が大事だっていうのは、僕らは非常に強く思っているわけなんですけど、ただ それが世の中で、あまりこう市民運動とか、或いは世論に結びつかないっていうのは、非常に悩ましく思っているところで、それをこの長良川河口堰に関して何とかこうしたいなというのはあるんですが、ちょっとやっぱり、これというアイデアがどうにもなくて。それで、いろいろお話を聞いていて、なるほどとは思いつつも、ちょっとコメントが難しいなと思っているところです。

(小島座長)

ありがとうございます。古屋先生いかがでしょうか。

(古屋委員)

はい。向井さんとまさに同じような立場なんですけれど、先ほど小島さんがおっしゃった ように、直接何か影響、悪い影響を受けている人っていうのが意外と少なくて、むしろ広く 薄くというふうにおっしゃったところが結構大事なのかなと、ちょっと自分では最近思っ ています。おそらく多くの人には、今のその長良川の現状っていうのは全く理解されてない と思うんですね。鮎が減ったとかって言っても、それは一部の人はそういうことを知ってい るわけで。一般の市民の人たちっていうのは全く。だから知らないのかっていうと実はそう ではなくて。たまたま去年のお盆ぐらいに中小企業の経営者の人にお話をする機会があっ て、長良川についてちょっとしゃべってくれって言われたので、話に行ったんですけれど、 全くそういうことと繋がりのない方達にその話をしたんですけど、自分達が思っていた長 良川の現状とは全然違うっていうふうにおっしゃっていて、かなり関心を持ってくださっ たんですね。ですから、聞く耳は皆さんちゃんと持っているんですけれど、普段なかなかそ ういうことを聞く機会もないのかなというふうに思いました。我々はこれから何をすれば いいかっていうのは、なかなか難しいんですけど。関心のある人に幾ら訴えてももうすでに 関心は持たれていて現状は理解されていると思うんですが、意外と関心持ってないけれど もちゃんと聞く耳を持っている人に、現状を伝えるようなことをしていかなければ、なかな か事が動いていかないのかなというふうに、今お話を聞いていて思いました。他の事例とし て、韓国だとかいろいろ出てきましたけど、どういうふうにしてそれが動いていったのかっ ていうその部分も、ちょっと興味を持ちました。小島さんがおっしゃっていた通りだと思い ます。

(小島座長)

ありがとうございます。

今のコメントの中で、蔵治さんがおっしゃったようにね。韓国の方がどんどん進んじゃうっていうか、そのまま日本が取り残されているっていう感じはすごくあるんですけれども。別に韓国と張り合うわけじゃないんですけども、古屋先生がおっしゃったように、聞く耳を持っている人はたくさんいらっしゃるんですけども、そこに上手く周波数が合わないんで

すよね。情報を発信しているんだけど、届いていない。聞く耳を持つという、周波数がうまく合ってないので、電波は流れているんだけど、流すんだけれども受信されていないっていう、そういうことなのかなっていう気はします。だから、一つは少数だけど強力な漁業者っていうと、僕は広く薄くって言いましたけど、いわゆる世論形成、そういう人たちがすごく重要なので、投票行動に結びつかなくても、そういう人たちにどうやって届けていくか。大体パターン化するとその二つなんですよね、物事が動いていく時って。だから、県民講座もそういうことをねらっているんだけども、どうもこう、媒体とかね、チャンネルとかね、そういうものがうまく合っていないなという気がするので、コミュニケーションをそういう人たちに届けるためにはどうしたらいいのかっていうのは、またいろいろ意見をいただきたいなと。こういう方法がある、ああいう方法があるとかね。蔵治さんがおっしゃったように、政治家が発信するっていうのもありかもしれないですね。いろいろな学問的・専門的な事例というのは整理しなければいけないんだけど。誰に何を届けるかっていう観点から、もう少し整理をして、うまく届くようにするっていう、そういうことかな。いろいろ学問的な成果を生かしていくためには、そういうチャンネルが、開拓が必要かなっていうふうに思いますね。ということで、蒲さん何かありますか。

(蒲オブザーバー)

ずっとお伺いしていると、やっぱり長良川河口堰ができる前は、結構、天野礼子さんとかがいらっしゃって、僕が記者をしていた時なんかも、NGOというか、或いは自然活動家みたいな方たちの訴えとかは、結構積極的に取り上げてきたかなとは思うんですけどね。でも最近は中日新聞とか見ていて、この問題が、例えば県政マターとして、どれだけ愛知県版でも載っているのかなっていうところも、僕が先に読んでないものですから。県議会で取り上げられて、どんな形で取り上げられているのかなとか、そこら辺やっぱりこういう審議会で、こういう議論があるっていうことも、情報発信の一つかもしれませんけどね、やっぱり、県として県議会で取り上げるのが一番王道の、またそれで行政は動いていくっていうものなので。だからそこら辺をどういうふうにリンクしながら進めていくかっていうことかなと思うんですけどね。ちょっと県内の情勢とかは、そういうのがちょっと今ないというか、その波がちょっと今はないので、むしろ審議会の方で波を起こすっていう意味での県民会議とか。そういうことですかね。

(小島座長)

どうぞ、新村さん。

(新村委員)

僕はもともと環境家なわけですよね。ですからもうそういう意味で攻めたいですけどやっぱり長良川の場合は、ちょっとなかなか、一番被害をこうむっている岐阜県がどうしてか

わからないぐらいに、腰が引けているっていうのでやっぱりすごく面白くて、なんかきっと 密約があるに違いないと思っているのだけど、それは置いといて、実際的に僕は災害ってこ とも、こないだ委員会の最後で提案して、一章加えてもらって、ありがとうございました。 あれは愛知県の報告書に残しておきたいと思ったんで、僕はこの回に参加したんですけど も、今一番実は危惧しているのはやっぱり南海トラフ地震なわけですよ。そのときに実際ど うなるかということで、実際今もう 1 回東北でもう一回地震があるっていうことで、東北 地方はもう高さをもう 1 回修正していますよね。さらに大きいのが来るといって。宮城県 なんか作ったけどあれじゃ足りないっていう話をしている。別の事情があるかもしれない けれど。実際、長良川河口堰に行って聞いてみたけど。2011年の後に実際見直しありまし たかって言ったら全然あれから変わってないっていうんですよね。ただそれ自体すごく問 題であって、神島で津波を観測してから、それでやるっていう話なんですよね。でも神島っ て皆さん、伊勢湾の湾口であそこは高くなったってことはもうすぐ来るわけですよね。しか も実際あそこから通信が行くかどうかわからない。もし地震の影響を受けたら、神島の方が 震源域に近いわけですから。だから、実際そこでゲートを上げては間に合わなくて、本来そ ういった津波があった場合にはもう警戒だと言ったらすでに事前に開けておくとかね。そ ういったことを議論すべきなのに、なぜならば最近河川津波っていうのがやっと言われる ようになりましたけど、東北地方は被害がものすごく北上川で大きかったんですよね。だか ら、逆にそういったものを事例研究ということで、僕は津波の時に実際北上川で何があった かみたいな話をね、愛知県の人とか、それはもう1回認識したほうがいいと思うので。どこ まで来たとか実際壊れちゃったとか。フラップゲート、一番上のところのゲートを超えてい ったんですよね。だからそういうことが実際起きているっていうことの事例ですね、災害っ ていうのは割と今、NHKもさんざんキャンペーンやっていますから、みんな関心あると思 うんですよ。中部は、しかも、多分一番被害が大きいのは名古屋ですからね。一番低い濃尾 平野。それが実際にあった時にどういう対応するかっていうのが、東日本大震災起きてもな お変わってない状況がいいのかっていう話を少し取り上げてみたいなと個人的には望んで いるんですけど。以上です。

(小島座長)

どうぞ、伊藤さん。

(伊藤委員)

はい。何となく壁があるのか、逆に壁がないからどっちに向かっていいのかわからないのかみたいなそんな話になっている気がして。ただ、今日小島先生がこの議事次第で出していただいた事例調査が一つ。それからもう一つはまさに、長良川河口堰とその周りの関係の中で私たちが見過ごしていたり、タッチできなかったり、まだ知識がわからないという。個人的に言えば整理してもう宿題ください。つまりナクトンガンならナクトンガンで、さらに何

を私たちはこの委員会に報告義務があるかみたいな、また現地に行くならそういう提案と かを、ある程度の委員の方々に分けて言っていただいた方がいいかなという。つまり、ここ でみんなで持ち寄って話していても、もっと深く考えたり、現地で調べた上での報告でない と、なかなかこの次の提案ができないなという。私なんか、個人的に例えば先ほど富樫さん が言われた通り、利根川の河口堰で具体的にどういう操作で、それで関係住民がどういう満 足度または不満があるかとか、うまくいっているのかというのは、今持っている知識をもっ と深くで理解したほうがいいかなと。あと湖山池の事例とかも、やっぱり調べて報告しても いいのではないかと。さっき諫早違うだろうって言ったけど、違うなら違うでちゃんと見て きてやったほうがいい。と同時に、特にもうすいません今日も3回目ぐらいですけど。私は 漁民と会いたい。これ、もう 3 回か 4 回言っているけど、今一番逆に利害関係で声を上げ ている方々がどういう理由で、何を訴えているかっていうことを、この委員会は取り上げて、 僕は会う義務があるんじゃないのかなと。それを、例えばニュースになるのを待っていると か、僕は県庁がどう対応しているのか実は知りたいんですけど。と同時に、それは私たちの 委員会と意見がずれても全然構わないわけで、ずれたらまた意見交換すればいい。でも、そ ういう人たち、それから別の理由で河口堰のゲートを上げるのを反対している人たちも、岐 阜県の方々も県知事でも市長でもいいですけど、また一般の方々、福原輪中に行ったときに 結構すごい勉強になってですね、何を心配されているかっていうのが、県庁の方が何を心配 されているかもよくわかったし、やっぱりそういうものをぜひ今年度一つ二つ突っ込んで みんなで学ぶ場所と同時に、自分の仕事を増やすと首絞めるだけですけど、でないとちょっ とこの今のやり方は多分、また言っても同じ知識で同じレベルでこう語るだけだよなとい う気がして、どうでしょうかね。

(小島座長)

いかがですか。いろいろ整理をしてきて、どうやって動かすかなんですよね。この事例というのは、参考となる事例、なんで参考となる事例を調べるのか。どうして動いたのかっていうことですよね。勉強の程度はあれなんですけども。どうやったら、どうして動いていったのか、どういう仕組みで動いたのか、最初の一歩ですね。で、その材料として大きいのは環境と、薄く広くと言いましたけど、環境と力のある生業でしょう。生業の方は今おっしゃった漁民の方が今動いているので、そのリエゾンになっている鈴木先生とよく話をして、できるだけ早くってことですよね。愛知県の方の中でも、次の水質総量規制が近いので、どうやってやるかって近いので、その検討が始まっていると思うんですけれども。これはかなり大きな変化になるので、どれだけできるかと。三つ絡むんですけど一つは、環境局ですよね。もう一つは、水産の部局、もう一つは、下水処理をやっているところ。この三つが、ちゃんと動けば、栄養塩は降りていくし、コントロールもできるし、そのためにそのことについて、河口堰がどういうふうに関係するのかっていうのも、そこから始まる。ということだろうなと思います。県庁内というのはそういうことになるのかな。第10次の水質総量規制に向け

て、もう来年度で終わっちゃうからその次の年ですからね。もう始めないといけない。いうことが、(2)の豊かな伊勢湾の話。これは行政課題なので、そういう議論になるだろうなと。で汽水域の方も、一つの考え方で、どこまで伸ばしていくかっていうことを決めて、具体的なターゲットを決めて、その汽水域というのを目に見える形にして提示して、さあ皆さんどうですかって聞く耳を持っている人に届けていくと。それが(2)がターゲットの話で。(1)が、プロセスの話ということですね。すでに、関心を持っている、国会議員レベルでは関心を持っている人がいるかもしれないけど県会議員レベルではほとんど聞いたことがないというので、支持者の話を聞くので支持者がアプローチをするっていうことになると思うんですけれども。議員はね。そういうことも多分されているんだと思います。漁民の方はね。だから、そういうプロセスが出てくるだろう。で、伊藤先生は、ちょっとそこを整理して、もう各委員に振っちゃったほうがいいですよっていうことですか。

(伊藤委員)

今、この話は多分これで終わると次回もまたこの続きで、何もステップを踏めない。先生が一生懸命やって整理されて今解説されているけど、ある程度これで合意得られるなら、次のステップを間違えるかもしれないけど歩みをしないと。だから現地に行ってみんなで話しましょうよとか、それから宿題あげるからあなたこれ調べてきて次回までにとか、中間報告でいいからと。そんな間違ってない。基本的にいいと思う。でも、今ちょっと不安なのが、何か解説で終わると止まるんですよ。こうした方がいいね、みんなそうだねで終わって、時間が経ってまたそうだねっていう。そうすると、この1年何もしないことになってしまう。ぜひ海はもうすぐにでもやって欲しいです。本当に。

(小島座長)

じゃあ、一つはヒアリングをする人を決めること。ですね、誰の話を聞くか。ということで、それは呼ぶことはできますよね。いわゆる招聘してリソースパーソンとしてきてもらって。委員会に呼ぶことは前からやっていましたから。

(伊藤委員)

ここに来てもらってやってもらうのもあるけど。

(小島座長)

行くっていうのはどうですか予算的には。いや、もう一つそれを。

(伊藤委員)

いや、僕はもうそこまで考えているんですよ。これ、本当は愛知県の方が行ってちゃんと 調べてくればいいけど、多分そこまでは仕事として、時間も持ってないと。じゃあ、僕ら行 きますと言って、じゃあ予算でない。それでも、やらなければいけないことはやらなければいけないので、予算が出ないから家から一歩も出ないで調べないってわけにいかないので。やれる範囲でいいから、どこまで予算出るかも含めて当然話はして欲しいけど、でないと、いよいよ、紙上で調べることって、この前の10年振り返ってじゃないけど、あれなんか大分綺麗に出たような気がしていて、やっぱり次はもがいていいんじゃないかと思うんです。どうやったら一歩動けるかみたいなものをそれぞれが、先生が出された事例地域だけである必要は全然なくて、こんな事例があります、でちょっとそれを報告するからみんなで集まれるところは集まって話を聞くということです。

(小島座長)

事例は、いろんな事例が出たのでこれはもう皆さんからいただければ整理ができると思 うんです。 それで、 この会の運営の仕方として、 そこの地域の人に来てもらって話を聞くっ ていうのは、これは例があるし、予算的にもできる。行くっていうことがどうなのかってい う、現地での視察ですよね。現地で視察するというのは、専門家であっても頭は専門家だか ら、いろんなデータを整理するということができるんですけど、ファクツは、つまり事実の 関係は考えてもわからないので。だから事実は、取りに行かないと駄目なんですね。で、こ れはもともと専門家だから事実は知っているだろうというけれども、事実は刻々と変化し ているので、アクティベートの事実を把握しないと、議論が間違った方向にいってしまうの で。そのために、今現地はどうなっているか。壊れた水門なんかも、実際見に行かないと本 当にわからないんですよね、グーグルで見るだけじゃ。だからそういう費用が出るなら行く、 出る方法があるかどうかはちょっと愛知県に考えていただいて、最適検討委員会だけれど もいわゆる費目としては旅費ですよ。旅費日当というのが出るのかっていう。もちろん国内。 出ない場合にどうするのかというのは、またそれは考えなければいけないのですけど、第一 義的には、やっぱり専門委員会、専門家の会議であっても、そのファクツの場合、事実関係 は現地に行って見る、聞き取ってくるっていうことがないと、組み立てることができないよ ね。アクティベートなものを。だから、そこは考えていただきたいっていうのは、ちょっと 県の方の事務局に対する要請です。

(伊藤委員)

その通りで、予算が出るに越したことないし、本当なら県のスタッフが一緒に行って欲しいってのは私にはあるんです。長良川河口堰の問題を考えるときに、その関連で調べる時に専門家が行って調べるだけではなくて、行政の担当の責任のある方々が一緒に見ていただくっていうのは、ものすごく大事な機会だと思うんですね。そういった意味でもね、予算が出なくて、予算が出なくても行くかどうか、そこは義務とは言えないんで委員の裁量になると思いますけど。それでも、例えば、去年に韓国に行くかどうかと言った時に、私は別に私費でも行きますよとお答えした通りで、自分の関心の中で。この委員としての仕事を、ずれ

ないようにというのは、やればいい。そこは義務ではないけどもそういう段階ででも、現地 現場。もうちゃんと見ないといけない時期の気がしてしょうがないです。

(小島座長)

まだ時間ありますが、ちょっと事務局の方に聞きますけど。愛知県、三重県ってすごい利害関係者だから。愛知県に行くとか、三重県に行くとか、あるいは愛知県に今度は、その漁協、愛知県じゃない岐阜県の漁協だとか岐阜県の人たちに会いに行くときに、何か仁義を切らないと会わせないみたいなね。何か変なしきたりがあるのか知らないけど。なんかそういうのがあるような雰囲気がするっていうのが一つとね、これは今もあるのかないのか。逆にね、茨城県とかね、千葉県だと、利害関係者じゃないから。普通に視察に行きますよっていうと、そうですか、なんですよ。だから東京都に来ていただいても、東京都は何もないんだけど、行きますよって言われればそうですかって、すぐ受けちゃうんですね。県の方が来られるのであれば、どうぞ案内しますよ。こういうのが普通の関係なんですよ、茨城県だって多分そうですよ。県の方としてはね。来られるのであればどうぞ。ところが、三重県と岐阜県の間はそういうふうになってないっていうところが、要するに、それ自体が正常じゃないんですよね、普通の県の関係からすると。でも、過去は何か俺に仁義通さなきゃ駄目みたいなケースもあったりするので、そこの辺りは今もそうなんでしょうかね。

(事務局)

三重県さん、岐阜県さんとの関係ということになるとですね。まず、明らかに、三重県さん、岐阜県さんは開門ということに対して、諸手を挙げて賛成をしておられるという立場ではないというところが圧倒的にあります。で、河口堰の水を使っておられるのは三重県さんも岐阜県さんも使っておられるわけで、河口堰の利益を享受しているわけですよね。その立場の中で、愛知県が、開門調査をしたいと言ったところで、彼らはそれに応じてないというところからすると、全く三重県さん、岐阜県さんを無視してですね、まずは三重県の漁民の方々と会うだとか、そういったことはできないのかなというふうには思っています。今までもそうしています。実は、今日、お話を振られればご説明しようかなと思ったんですが、今年、お配りをするとお約束したバンフレット。三重県の担当者の方からは、三重県の幾つかある漁連さんが1枚岩ではないと。三重県には三重県の事情があるので、ちょっと配るのを待ってくれと実は言われています。今、三重県の担当者の方とですね、何とか配って見てもらいたいんだ、あるいは紙面が配れないのであれば、ホームページのアドレスをお知らせするだけでもできないかとかですね。そういったことを、今調整している途上なのですが、そういったことですら、なかなかうまくできない。というのが現状かなというふうに思っています。

(小島座長)

岐阜県はどうですか。

(事務局)

岐阜県も同様ですね。なかなか岐阜県の担当者の方とお話しないと、愛知県だけ勝手に動くのでは、かえって迷惑をかけてしまうかなというところはありますね。

(富樫委員)

はい。

(小島座長)

富樫さんどうぞ。

(富樫委員)

僕らは、調査する時でもですね、それぞれ三重県、岐阜県、名古屋市さんも聞いたりする んですけども、それぞれお話を聞きに行かないと、当然事情がわからないと。データも取れ ませんので、我々としては個々に研究者として動くんですけど。もともとはね、木曽川、木 曽三川っていうのは3県1市とそれから、当時の中部地建、農政局とか、要は国の出先機関 ですね。それが一緒になった木曽三川協議会があって、そこで議論して、計画を作っていっ たんですよね。そういう協議の場があったんです。ただ、そういう行政同士の協議の場には、 我々も行かないので行けなかったので、その情報は得らなかったんですが、後で資料を探し て見たりはしていたんですけどね。もう一方で、河川の方の木曽川水系の河川整備方針や整 備計画でも、専門家有識者やあるいは国民市民ですね、その意見を聞くってことになってい るわけですよ。それによって河川整備計画っていうのは、実は作られているわけです。出来 てからまたしばらく経っているんですが、本来そういう議論を流域全体でしないと。 蔵治さ んが、言われるような流域の総合的な管理とかですね、持続可能な水環境や利用の仕方の維 持ってことはできないんです。だから個々、勝手に縦割り横割りでバラバラになると困るん ですね。それ、皆そういうふうに思うことでね。だから逆にそういうふうなことをやるべき だっていう提案はしてもいいと思うし、木曽川水系全体をどう考えるのかっていうやつは 我々も大学としてもやるんですけどね。何かそういう場を作るっていう提案は十分あると 思うんですね、研究者は、県にかかわらずみんな出てきますし。今度は河村市長が、導水路 で何か言ったので今度公開討論会をやるかみたいな話になっているんですけどね。それは、 やっぱりいろんな立場で市民も合わせた議論をしていこうと一つのきっかけになるんです ね。ちょっと長良川そのものではないんですけども。そういう場づくりっていうのは提案し て声がけしていけば、僕はできると思うんですけどね。今度、名古屋市はやるんですけど、 僕も出ますけど。

どうぞ。

(伊藤委員)

今ね、三重県と岐阜県はなかなか乗ってこないとか資料配るのさえ、何とか。愛知県はそれやめてくださいね、立場が違うからとか、うちを通さないと、県民に情報公開するのを遮るとか、これ。本来、なんか仕方ないみたいなしゃべり方しているけど、ありえないことだと思って欲しいんですよ。そう思いません。だって、岐阜県とか三重県の人たちが本来得るべき情報が、岐阜県とか三重県の県庁の立場によって、得られないという。とんでもない、情報に対しての阻害の問題だと僕は思います。という、すいません反論している時間はきっとないと思うので、一応、愛知県はそういうのをしないで欲しいなという要望だけ、しませんって言っていただければものすごく嬉しいです。以上です。

(武藤委員)

漁連の話については、別に三重県とか、静岡県、無理してやる必要ないと思います。だから、とりあえずは愛知県だけでやれればそれでいいと思う。三重県なんか、私もいろいろ関わるけれど、やっぱり岐阜県とか、その市民団体とかいろんなところでものすごく根深い、感情的なものがあるもので、私自身も、その人たちの今までの歴史的な思いとかあるもので、それはわかるものですから、とりあえずはもう愛知県漁連と懇談とか何かの場をすぐに持ってもらいたい。検討委員会として、あまり無理して三重県とか岐阜県に嫌がっていることを、3県1市で頑張ろうとか、そういうような立場に立たせるということはちょっと無理があるのかなと。そんな無理はしなくてもいいと思う。

(事務局)

武藤先生がおっしゃるみたいにですね、三重県さんと三重県の地元の方との関係性っていうのは、我々の知りえない部分があるものですから、そこへ我々が首を突っ込んでそこをかき混ぜてしまって、かえって迷惑をかけるというようなことは、我々も逆の立場だったらして欲しくないですし、されたくないのかなというところがありますから、そういった意味で仁義はきらなくてはいけない。以前、伊藤先生と私、私がこの立場でないときに、あの輪中、一緒に向かいましたよね。現場へ行きましたけども、あれは愛知県内の話で、私どもの方から、こういう話で先生がお会いしたいのだけどいかがかということで了解いただいた上で実現した話なので、そういったことであれば、今、武藤先生がおっしゃったように県内であればですね、我々が汗かけばできる部分は多少あるのかなとは思いますが。

(伊藤委員)

僕が会いたいって言っているのは、まず愛知県漁連の方がああいうものを出しているわ

けだから、それは検討委員会として、すぐ受けとめてやっぱりお話を聞く場はいるだろうと。 それから、三重県とか岐阜県の立場がこうだからこっちが言えないのは理解した上で愛知 県はやめましょうねって、そういう。イエス・ノーはどっちでもいいですよ。というのが僕 の意見です。

(事務局)

その辺については、内部で検討させてください。

(蒲オブザーバー)

私、豊洲によく行くんですけど、やっぱり伊勢湾の中で、今一番旬な鳥貝なんですけど、これは三重県側なんですよね。津とか、あの辺の沿岸域で一番取れるのが全国でも最もいい鳥貝が取れる。それは結局、木曽川からの幅が長良川からの河口の直下にあるんですよ。だから一番影響受けるところだと思うんですよね。だから、僕は仁義というか了解を得る必要ないと思う。行きますよ、という予定があります。ということで、これでは駄目ですか。いちいち、行ってもいいとか悪いとかって了解が要るのかなと思いますね。黙っていくのはそりゃあ良くないっていうのはわかりますけど、この日に行きますから、ということでご連絡ですって言っていれば、向こうはそうですかとしか言いようがないですから。いいですかって聞かれると向こうは返事しなきゃいけないから困る。だから、ご連絡ですということで行かしていただければこれ全然問題ないと思うのですけどね。

(伊藤委員)

蒲さん、まず愛知県に限ってということで、次にそのステップということで、ちょっと要求が高くなってしまうから。すいません。

(小島座長)

今日の議事次第の件にちょっと戻りますけども。いろいろ皆さんの意見を聞いて、趣旨もお話をしましたが、伊藤先生が次に進むために、この事業計画で、これはこれでいいだろうということですよね。そして、これで止まってしまうとまた次も同じだから、次どうするのかと何を調べるのか、どこを調べるのかを具体的なものを整理して、皆さんに振って、それでいやここはこうだ、ああだと。

(伊藤委員)

はい。

(小島座長)

ここをやりましょうと、あそこやりましょうと。で、基本的には事例調査をやると。

(伊藤委員)

はい。

(小島座長)

まずね。事例調査というのは、一つはなぜ動いたのか、動いた理由は環境と、漁業と、もう一つは新村さんがおっしゃった地震災害。この三つだと。もう一つ付け加えると、災害だと。で、その三つのファクターについて、どこと、どこを調べていくのか。調べ方は来ていただくのと、行くというのがあるけれども、行くということについては、県の方の予算がどういう風な使い方ができるのか、ここを明らかにしていただきたいと。呼ぶっていうのは前にもやっていることですが。そういうことですかね、整理すると。

(伊藤委員)

はい。それと繰り返しですけど。

(小島座長)

はい。

(事務局)

事務局から一つ予算の話でできるのは、検討は、いただいた内容で検討はいたしますが、本来、県の予算というのはですね、前年度の夏ぐらいに予算折衝をして予算組み上げてですね、来年度を使っていくっていうのが通常のスタイルでございます。で、今ここで新しいこういうことを来年やりたいんだという話をお聞きしたところで、今組んである予算はその通りにはなってないんです。これは全く不可能ではないんですが、そういった場合、予算を組み替えて対応するということも、やってやれないことじゃないんですが、それにもちょっと限度がございますので、その辺も含めて、どこまでやれるのか検討させてもらいたいなと思います。

(小島座長)

節間の流用ができるかな、目間はできるかとかいろいろあるかと思いますけども。そんな 専門的、役所的なことを言って。そういうところを検討してくださいねっていう、そういう ことです。はいどうぞ。

(伊藤委員)

すいません。なんかちょっとZoomの方々置き去りにしていて、小島先生が僕の意見を 拾ってくれるのはいいですけど、それで次にいってしまうのがいいのかどうかという。

時間があるので、問題点をまとめましたが、Zoom参加の方々、いかがでしょうか。そういう作業を次にやっていくっていうことで。特にご意見ございますか。

(今本委員)

進めていただいて結構です。

(小島座長)

ありがとうございます。蔵治先生はどうでしょう。

(蔵治委員)

全然構わないと思います。

(小島座長)

はい。向井さん。

(向井委員)

はい、結構です。

(小島座長)

藤井先生。

(藤井委員)

はい、大丈夫です。

(小島座長)

古屋先生。

(古屋委員)

大丈夫です、はい。

(小島座長)

はい、古屋先生もいいのかな。

(古屋委員)

はい。いいです。

(小島座長)

はい。ありがとうございます。それではここにいる方もそれで整理をして、作業して。

(新村委員)

メールでもできますね。

(小島座長)

事務局を通じて、承認をしたということで、それで進めさせていただきます。最後に少し 残っているので、県庁チームの今後の進め方を。

(事務局)

もう一つ確認させてください。

(小島座長)

はい。

(事務局)

(3) の県民講座については、今年度かなわなかった、K ウォーターの方を招聘するというのを改めてもう一遍トライするという考え方でよろしゅうございますか。

(小島座長)

はい。あの、それを皆さんに合意いただかなければいけなかったんですが。せっかく知事の手紙も書いていただいてですね、本当に 1 ヶ月しかないところで、向こうの K ウォーターの研究員の方もいろいろやっていただいたんですけれども、許可が得られないということだったんですが、かなりコミュニケーションもしましたので、向こうの人とお話をして、時間があれば、何とかなるんじゃないかなと。本人はOKだったので、やってみたいと思います。

(事務局)

了解しました。ただ、これも同じくですね、実は昨年度やり切るつもりで、座長からご指示をいただいて、先方に払える日当ですとか旅費ですとか、そういったものをかなりぎりぎりまで詰めてですね、よし、これでいけるぞっていうところまで事務的には詰めたところで、向こうからお断りをいただいたという経緯がありまして、来年度の予算についても、それ用の形が今取れてないです。

はい。

(事務局)

ですから、そこは実行するとなると去年ぎりぎりのとこまでもうやる寸前のとこまでできたものですから、物理的にはできるかなと思うんですが、やはり先ほど申し上げたように予算の組み替えってのは必要になってくるものですから、そこをちょっと事務方の方で作戦を練らせていただいて、で、先ほどの(1)(2)で、現場の方とお会いする機会を作る、特別の機会を作るっていうところが、まあ予算的にどこまで対応できるかというところを合わせてですね、ちょっと予算の組み替えも含めてですね、検討させていただきたいというふうに思っております。

(小島座長)

では、よろしくお願いいたします。本当にご迷惑おかけしました。もうかなり押したんですけれども。はい、新村さん、最後に。

(新村委員)

この会議の公開について、結果的に僕今ちょっとYouTubeで流していますけども、県として告知していただくわけにはいかないのですか。てっきり言っているとばかりと思って、これをさっきから見ている人、1人だけだけど、多分高木さん1人しか見てないですね。あとは録画されていますので、URLを言ってもらえたら一応これは公開していますとなると思いますから、後程というか、これがこのまますぐLIVE終了したら録画になりますから、そちらを掲載していただけますか。会議は一応公開で行ったっていう、最初の意志を守っていただきたい。以上です。

(小島座長)

事務局の方よろしくお願いいたします。それでは時間になりましたので、私の方から事務局にお戻しをいたします。なにか連絡事項ありますでしょうか。

(事務局)

恐れ入ります。議事次第3、その他の(1) 庁内検討チーム令和4年度の作業報告につきまして、ちょっと時間が少ないですので簡単に。お手元に庁内検討チームの今後の進め方について、破線で囲ってある内容。目の前のパワーポイントでございます。もうちょっと時間がないので簡単にご説明いたします。今年度2回、庁内旧利水チームの会議を開催いたしまして、先生方のご意見をいただきながら、今後の進め方について整理いたしました。皆

様にメール等で共有させていただいておりますが、改めましてご報告でございます。基本的には大きく二つのスタンスで検討していくこととしておりまして、一つ目としましては、これまでの既存のルール内での検討に加えて関係するルールや社会情勢の変化等を考慮し、幅広な検討を進めて、課題を整理していくこととしています。具体的には、「アイウエ」四つありますが、「ア」は既存のルール内でもやれることがあるのではないかという検討で、これは継続でございます。「イ」は既存のルール内で最もローリスクな条件を整理するという検討、新規でございます。「ウ」は既存のルールの変更を前提とした検討、新規でございます。最後「エ」でございまして、将来起こりうること、長期ビジョン等を盛り込んだ検討、これを新規で進めて参ります。二つ目としましてはあの福原輪中の次の現地調査。事前の準備について引き続き検討していくこととしております。以上でございます。

(小島座長)

伊藤さん、特にコメントありますか。

(伊藤委員)

いえ、まとめていただいてよろしくお願いいたします。はい、以上です。

(小島座長)

どうもありがとうございました。

3 時になりましたので、これで終了ということにいたしたいと思います。Web 参加の方もありがとうございました。

(Web 参加者)

ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。本日の会議はこれで終了ということで、お疲れ様でございました。ありがとうございました。